

(平成23年5月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 20 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 14 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年7月まで

私の夫が、A事業所を開業するにあたり、B社会保険事務所(当時)に相談したところ、厚生年金保険に加入できないことが判明したため、昭和52年4月にC市役所D支所において、夫と私の国民年金加入手続を行い、一緒に国民年金保険料を納付していたはずであるが、私だけが未加入となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の任意加入者としての資格取得日は昭和52年8月2日であり、申立期間は任意未加入期間であることが確認できる。

しかしながら、申立人は申立期間当時、申立人の夫のA事業所に会計・受付助手として勤務しており、申立人から提出された昭和52年分の所得税源泉徴収簿を見ると、9か月分の国民年金保険料と同額の金額が社会保険料控除額として申告されていることが確認でき、この金額は申立期間を含む昭和52年4月から同年12月までの国民年金保険料としての控除額であると推認できる。

また、申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、申立人の夫も申立期間を含め国民年金保険料を完納しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和43年3月11日、資格喪失日は44年3月11日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、2万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年頃から45年頃まで  
② 昭和46年1月から同年3月頃まで

私は、昭和43年頃から約3年間B店で、46年1月頃から約3か月間C社で、それぞれ勤務していたにもかかわらず、その期間の厚生年金保険の加入記録が無いことについて納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたとするB店は、申立人が主張する申立事業所の位置、申立事業所が入居していたと思われる建物の管理会社職員の回答、及び当時の電話番号簿の記載から、D店と推認できるところ、同社は申立期間①より前の昭和42年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。

しかしながら、同店の事業所別被保険者名簿の「全喪の事由」欄に「事務取扱簡素化のため」、また、当該名簿の余白にメモ書きで「A社 一本化」と記載されているのが確認できることから、A社に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の生年月日と3年相違するものの、同姓同名の被保険者記録があり、資格取得日が昭和43年3月11日、資格喪失日が44年3月11日と記載され、オンライン記録により、この記録は基礎年金番号に未統合となっていることが確認できる。

また、当該被保険者記録は、申立人と同姓同名であること、誕生日の月日が申立人と一致していること、A社において被保険者資格が確認できる

同僚は、「当時、申立人の姓の一番若い女の子が朝から夕方まで働いていた。」としていること、及び同社がD店の承継事業所である上、D店の被保険者のうち、同店が適用事業所でなくなった日と同日にA社で資格取得している者が複数確認できることから、当該未統合の記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、A社は、申立期間①のうち、申立人が昭和43年3月11日に被保険者資格を取得し、44年3月11日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿及び当該未統合のオンライン記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間①のうち、前述の未統合記録がある期間以外については、雇用保険の加入記録が確認できない上、同僚から申立人に係る勤務の実態及び給与から厚生年金保険料の控除についての供述が得られない。

また、A社は昭和46年3月12日に適用事業所でなくなっており、同社から当時の申立人の状況について確認できない。

- 3 申立期間②については、申立事業所に勤務していたとする申立人の姉には、厚生年金保険の加入記録がある上、同僚照会で回答があった一人及び申立人の姉は、申立人が申立事業所において勤務していたと回答していることから、時期は不明であるが、申立人は申立事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立事業所に係る被保険者名簿には、申立人の名前は無く、申立期間②において健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立事業所は、「当時の賃金台帳や人事記録は残っていないが、当社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書には、申立人の氏名が無く、申立人は在籍していなかったのではないかと考えている。」と回答している上、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 このほか、申立人の申立期間①のうち前述の未統合記録がある期間以外の期間及び申立期間②の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を6万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

私は、平成19年12月25日に、A社から賞与を支給され、賞与の明細書で厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する平成19年12月分の給与（賞与）支給明細書及び申立事業所が社会保険事務所（当時）に提出した平成19年第2回12月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなるが、いずれも同額であることから、6万6,000円を標準賞与額とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月17日に申立てに係る賞与支払届を年金事務所に提出したことが確認で

きることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和 37 年 1 月 17 日）及び資格取得日（昭和 40 年 1 月 1 日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和 37 年 1 月から 39 年 9 月までは 2 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 2 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 17 日から 40 年 1 月 1 日まで  
私は、昭和 31 年秋頃に A 事業所に入社して、41 年 5 月 29 日に退職するまで、正社員として継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、申立事業所において昭和 33 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、37 年 1 月 17 日に被保険者資格を喪失後、40 年 1 月 1 日に申立事業所において再度資格を取得しており、37 年 1 月から 39 年 12 月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立期間に申立事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 13 人全員は、「申立人を知っている。申立人は、申立事業所において B 業務の仕事を持ちながら、工場の責任者として勤務していた。」と供述していることを踏まえると、申立人が申立期間において申立事業所に継続して勤務したものと推認される。

また、申立事業所において給与関係を担当していた同僚は、「私が退職する昭和 37 年 8 月まで、申立人は正社員として申立事業所に勤務し、給与を支払っていた。給与が支払われていれば、社会保険料も控除していたと思います。」

と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間における同僚の記録から、昭和 37 年 1 月から 39 年 9 月までの標準報酬月額を 2 万円、39 年 10 月から同年 12 月までの標準報酬月額を 2 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所(当時)の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 1 月から 39 年 12 月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格の喪失日に係る記録を昭和49年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和44年にA社（現在は、B社）C工場に入社し、その後もDの本社とC工場を異動しなから平成15年3月31日まで継続して勤務した。

しかし、同社本社からC工場へ異動した際の昭和49年5月31日から同年6月1日までの間が厚生年金保険の加入記録から漏れており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、申立事業所が保管する社員カード及び辞令台帳から判断すると、申立人は申立事業所に継続して勤務し（昭和49年6月1日にA社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年4月の社会保険事務所（当時）の記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が失業保険被保険者転入届受理通知書における転勤日の翌日である昭和49年5月31日となっているほか、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年

5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年3月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年3月10日から同年4月1日まで

私は、昭和37年3月10日にC社からA社B工場（以下「D社」という。）に異動したが、厚生年金保険の記録を見ると、申立期間が未加入期間となっている。

申立期間も継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、E健康保険組合の健康保険被保険者記録及びA社から提出された従業員カードにより、申立人が申立事業所に継続して勤務し（昭和37年3月10日にC社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、昭和37年3月の標準報酬月額については、同僚の給与明細書等により、1万円とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の適用事業所名簿によれば、D社は、昭和37年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間は適用事業所ではないが、37年4月1日付けで同事業所において資格取得した被保険者67人のうち、申立人と同様にC社から異動した者が27人確認できること、複数の同僚が、「C社で昭和37年3月10日まで仕事をし、申立人とともに夜行列車で移動した翌日からD社で勤務した。」と供述していること、及び同僚から提出された「社史1」（A社史編集委員会編）において、

37年2月にD社の人事編成が発令され、各工場から選抜された転勤者として18人の名前が記載されている上、同年3月12日に転勤者の第二陣が到着した旨の記載があることから、申立期間は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年3月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年3月10日から同年4月1日まで

私は、昭和37年3月10日にC社からA社B工場（以下「D社」という。）に異動したが、厚生年金保険の記録を見ると、申立期間が未加入期間となっている。

申立期間も継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、E健康保険組合の健康保険被保険者記録及びA社から提出された従業員カードにより、申立人が申立事業所に継続して勤務し（昭和37年3月10日にC社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、昭和37年3月の標準報酬月額については、同僚の給与明細書等により、1万4,000円とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の適用事業所名簿によれば、D社は、昭和37年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間は適用事業所ではないが、37年4月1日付けで同事業所において資格取得した被保険者67人のうち、申立人と同様にC社から異動した者が27人確認できること、複数の同僚が、「C社で昭和37年3月10日まで仕事をし、申立人とともに夜行列車で移動した翌日からD社で勤務した。」と供述していること、及び同僚から提出された「社史1」（A社史編集委員会編）において、

37年2月にD社の人事編成が発令され、各工場から選抜された転勤者として18人の名前が記載されている上、同年3月12日に転勤者の第二陣が到着した旨の記載があることから、申立期間は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から61年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から61年2月まで

私は、A社を退職後、昭和60年4月頃B市C出張所で健康保険及び厚生年金保険から国民健康保険及び国民年金への切替手続を行った。その後、国民健康保険及び国民年金の納付書が郵送されたので銀行等で納付したのに、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年3月31日を資格取得日とする記号番号(\*)が、同年4月2日に払い出されたことがB市の国民年金被保険者名簿により確認できるものの、同記号番号は同日に取り消されており、このことは、申立人が所持する年金手帳でも、同記号番号に係る記載が全て二重線で抹消されていることと符合していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人には、平成2年2月頃に国民年金手帳記号番号(\*)が払い出されたことが国民年金被保険者名簿により確認できるところ、申立人は申立期間及び当該記号番号の払出時点を通じて、B市内に居住し住所を変更していないことを踏まえると、前述の申立人の記号番号が取り消されたため、新たな記号番号が払い出されたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について毎月納付していたと主張しているが、納付場所及び納付金額については、「出かけた都度、いろいろな金融機関で納付していた。納付金額は覚えていない。」としており、具体的な保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる関連資料も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 1177

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年9月まで

私は、A社を平成4年4月に退職した際、外国へ留学を考えていたため、当時、B社に勤務していた母親の扶養に入った。平成4年4月頃、母親がC市D区役所で私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間当時、年金手帳の交付は受けていないが、母親の扶養に入っていたのは間違いないので、未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時は、平成9年1月から施行された基礎年金番号制度導入前であるため、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人が平成元年4月1日に就職した際に交付された厚生年金保険被保険者記号番号のほかに国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録による氏名検索によっても、申立人に係る同記号番号の払出しは確認できないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする申立人の母親は、「申立期間当時、申立人の手続の関係で何度かD区役所に出向いたが、何の手続をし、何の支払いをしたのかは定かではない。しかし、何度か区役所に出向いているので、娘の国民年金の手続をし、保険料を納付しているのではないかと思う。何のお金かは覚えていないが、多額の金額を支払うよう通知が来たため区役所に行き、再計算してもらい、2か月ごとに支払いをしていた。」と主張するのみで、国民年金の加入手続及び保険料の納

付状況等は不明である。

さらに、申立人は、平成4年4月16日にA社を退職していることから、申立期間当時、申立人は市県民税を納税する必要があったと考えられるところ、市県民税の納税通知書が送付されるのは毎年6月であること、及び納税方法は2か月ごとであったことを踏まえると、申立人の母親が記憶するD区役所からの通知及び納付は、平成4年度分の市県民税であった可能性がうかがわれる。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月から同年10月まで

私は、平成16年3月頃に国民年金第3号被保険者資格該当通知書が届いたことから、同年3月31日にA社会保険事務所（当時）に申立期間の加入手続及び保険料の納付について問い合わせを行い、送付されてきた勸奨状により国民年金の加入手続を行うとともに、送付されてきた納付用紙により保険料を納付したと思う。

なお、私は、申立期間の国民年金保険料を納付した領収書又は振込票を手元に所持していたので、いつまで保管する必要があるのかを確認するため、平成17年9月21日にB社会保険事務所（当時）の国民年金業務課に問い合わせをしたところ、「学生の免除期間はあるが、未納期間は無い。」との回答をもらったので、安心して領収書を捨てたことを覚えている。

私は、当時の社会保険事務所とのやり取りを全てメモしており、申立期間の保険料を納付しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が所持する平成16年3月15日付けの国民年金第3号被保険者資格該当通知書にメモ書きされた同年3月31日のA社会保険事務所の説明内容などから、申立期間の国民年金適用勸奨状が申立人に送付され、当該勸奨状に記入、返送した後、社会保険事務所から送付された納付用紙によって保険料を納付したと申し立てている。

しかしながら、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない上、オンライン記録によれば、申立人に送付された勸奨状は申立人が未提出のままで所持しているC社会保険事務所（当時）発

行の平成 15 年 10 月 28 日付け「第 1 号・第 3 号被保険者取得勧奨（初回勧奨）」のみであり、16 年 3 月以降に勧奨状が申立人に送付された記録は確認できない。

また、申立人は申立期間直前に勤務していた事業所を退職後、同事業所が加入する健康保険組合の任意継続被保険者であったことが確認できるところ、同組合では申立人の健康保険料の納付方法について、平成 15 年 8 月及び同年 9 月は納付書で納付していたとしていることから、17 年 9 月 21 日に申立人が B 社会保険事務所に問い合わせをした後に捨てたとされる領収書又は振込票は、当該任意継続健康保険料のものであった可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、保険料の納付場所及び納付金額を記憶していない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を 53 年 6 月 2 日に A 銀行 B 支店（現在は、C 銀行同支店）で納付した際の領収書を保管しているが、年金事務所に照会したところ、当該期間の保険料は還付していると回答された。

しかし、私には還付された記憶は無く、還付を行った証拠となる領収書や振り込まれた銀行口座等を示されなければ納得ができないので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持する申立期間の納付書・領収証書を根拠に、申立期間の国民年金保険料は間違いなく納付している上、還付を受けた記憶は無いとしている。

しかしながら、申立人が所持する申立期間の納付書・領収証書には、「自昭和 50 年 4 月分、至昭和 51 年 3 月分、1 ケ年間」、「13,200 円」と記載され、「53. 6. 2」の日付の A 銀行 B 支店の領収印が押されていることから、申立期間の国民年金保険料が昭和 53 年 6 月 2 日に納付されたことが確認できるところ、当該納付時点では、申立期間の保険料は本来時効により納付することはできないものであったことが確認できる。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳の摘要欄には、「50. 4～51. 3、¥13,200、(53. 6. 2)」及び「還付 50. 4～51. 3、¥13,200、(53. 6. 30)」と具体的に記載されているところ、当該記載内容は上記納付書・領収証書の保険料額及び納付年月日と一致していることから、社会保険事務所（当時）では申立期間に係る保険料が時効到来後に銀行で納付された

ことを確認したため、昭和 53 年 6 月 30 日に還付決定したものと考えられ、当該還付処理及び記載内容に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月まで  
② 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、大学を卒業後、専門学校在学中の昭和 61 年 11 月以降に国民年金保険料を遡って納付するように案内が来たので、A 区役所に自分自身で一括納入をしに行き、その時に専門学校在学中の保険料も一緒に納付した記憶がある。

専門学校生時代の昭和 61 年 11 月以降は既に結婚しており、妻も当時のことを記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿等によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、前後の任意加入者や申立人の第 3 号被保険者資格取得の処理日等から、昭和 62 年 8 月から同年 9 月頃に払い出されたと推測されるが、申立期間①当時、別番号が払い出されていた形跡は確認できないことから、申立期間①は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立期間①当時は、申立人は学生であり、任意加入期間であったことから、国民年金手帳記号番号の払出し時点では、遡って被保険者資格は取得できず、保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間②については、過年度納付となり、区役所の窓口で現年度納付と一緒に納付することはできないが、申立人は、区役所で国民年金保険料を一括で納付したと主張するのみで、具体的な納付方法が明確ではなく、当時の状況が不明である。

加えて、申立人は 20 数万円を一括納付したと主張しているが、申立期間②にかかる保険料額は現年度分と合わせても 12 万 9,600 円であり、大きく相違している。

このほか、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年11月まで

私は、A市に転入した際、区役所で国民年金と国民健康保険はセットで加入しないといけないと言われたので国民年金の加入手続を行った。

申立期間の保険料については、亡くなった妻が納付していたので詳細は不明だが、払っていたことは確かなので、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

A市における申立人の国民年金被保険者名簿では、検認記録欄に記載されている納付記録は、オンライン記録と一致している。

また、申立期間前の昭和62年3月分の保険料について、申立人及びその妻は、63年4月4日に過年度納付しており、同年4月から平成元年3月までの期間の保険料について、申立人は期限内に納付をしている一方、申立期間後の厚生年金保険資格喪失後の平成2年7月及び同年8月の保険料について、申立人及びその妻も未納であり、申立人の未加入期間である同年11月、平成5年10月及び同年11月の保険料について、申立人の妻は未納であることが確認できることから、申立人の保険料は、妻の保険料と一緒に納付されていたことが推認されるところ、申立期間におけるその妻の保険料については、未納の記録となっている。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立期間当時の生活状況等についての記憶も明確ではない上、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の妻は既に亡くなっており、当時の具体的な状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 2026

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月22日から6年12月1日まで

私は、A社を平成5年2月に退職後、B社に同年2月22日に入社し、21年5月まで勤務したが、ねんきん特別便では、5年2月から6年11月までの厚生年金保険の加入記録が無く、6年12月1日から7年3月\*日までの加入記録となっている。

私が保管しているB社での申立期間に係る給与明細書には、雇用保険、社会保険控除計、税金の欄には控除額の記載があるが、厚生年金保険の欄は空白になっている。

申立期間について厚生年金保険料を控除せず、厚生年金保険の加入記録が3か月だけになっている理由が分からず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所における雇用保険の加入記録並びに申立人から提出された申立事業所の平成5年2月から7年12月までの給与明細書及び平成5年分から7年分までの給与所得の源泉徴収票により、申立人が申立期間に申立事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記資料のうち、平成5年2月から7年1月までの給与明細書によれば、健康保険及び雇用保険の欄には金額の記載があるが、厚生年金保険料の欄に金額の記載は無く、申立期間において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、上記資料のうち、平成5年分及び6年分の源泉徴収票に記載され

ている社会保険料等の金額は、当時の健康保険料及び厚生年金保険料の合計額とは大きく異なっているところ、申立人が申立事業所の前に勤務していたA社から提出された申立人に係る平成4年度第1期から第3期までの国民健康保険料領収証書により試算した年額を平成5年度の国民健康保険料額とし、平成5年の給与明細書に記載されている社会保険料額（雇用保険料額）と合計した額は、平成5年分の源泉徴収票に記載された社会保険料額とほぼ一致していることから、申立人から提出された源泉徴収票に記載されている社会保険料額は、国民健康保険料と雇用保険料の合計額と推測される。

さらに、上記資料のうち、平成7年2月及び同年3月の給与明細書の厚生年金保険料控除額の欄には、それぞれ2か月分（4万6,200円）及び1か月分（2万3,100円）の厚生年金保険料額が記載されており、当該保険料控除額及び被保険者期間はオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、オンライン記録により、申立事業所の新規適用年月日は平成5年4月1日であり、申立期間のうち一部の期間について、適用事業所でなかったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 2027

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 7 月 12 日から 28 年 5 月 1 日まで

私の夫は昭和 24 年 7 月 12 日から 28 年 4 月 30 日までの間、厚生年金保険の記録が無いが、A 市内に仕事に行っていたのでどこかの事業所に勤務していたと思われる。

夫が死亡しているためよく分からないが、A 市内の B 社関係の事業所と思うので、調査し、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録により、B 社 C 事業所において昭和 21 年 6 月 5 日から 23 年 5 月 13 日まで厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるものの、申立人の子は、「申立人は、申立期間当時、A 市内の B 社関係に仕事にいていたと思うが、当時の同僚、友人及び兄弟もほとんどが亡くなっている。」としており、具体的な状況は明らかではない。

また、申立人が申立期間の前後において、B 社 C 事業所、D 社 E 事業所及び F 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、オンライン記録により、当該 3 事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者 125 人の中から、住所が判明した 10 人に照会した結果、8 人から回答があったものの、申立期間における申立人の勤務実態を確認することはできなかった。

さらに、B 社は、「当社が保管する健康保険被保険者資格取得届によれば、

申立人の在籍期間は、昭和21年6月5日から23年5月25日までとなっている。また、申立期間について、申立人が在籍していたことを確認できる資料は残っていない。」としている上、F社の元役員は「申立人が勤務していたことは覚えているが、当時、自分はまだ子供であり、申立期間に勤務していたかどうかは不明である。」としている。

加えて、D社E事業所は、平成4年10月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の状況を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 2 月 27 日から 19 年 2 月 27 日まで  
私は、昭和 18 年 2 月から 19 年 8 月まで徴用で A 社 B 事業所（現在は、C 社）で働いていた。19 年 8 月の終わり頃には D 市で船員になっていたため、20 年 8 月には同社にはいなかった。  
しかし、オンライン記録の厚生年金保険の加入期間は、昭和 19 年 2 月 27 日から 20 年 8 月 25 日までと 1 年間ずれており、申立期間の記録が無く納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 18 年 2 月に A 社 B 事業所に入社したと主張しているところ、申立人が同僚として名前を挙げた者は申立人の入社時期について、「具体的な期間は覚えていないが、申立人は、自分より後に入社した。」と回答しており、同人の被保険者資格取得日は、昭和 18 年 4 月 1 日であることから、申立人が同年 2 月から勤務していたとする主張と符合しない。

また、C 社は、「当社が保管する申立事業所に係る工事名簿には、申立人について、「雇入昭和 19 年 2 月 27 日」、「解雇昭和 20 年 9 月 20 日」と記載されていることから、申立期間のうち、昭和 18 年 2 月 27 日から 19 年 2 月 26 日までは、申立人の在籍記録は無く、当該期間に係る資格取得、資格喪失及び報酬月額に関する届出は行っておらず、また、厚生年金保険料に係る給与からの控除及び社会保険事務所（当時）への納付もしていない。」と回答している。

さらに、上記工事名簿に記載されている雇入日及び解雇日は申立人のオンライン記録とおおむね一致している上、当該名簿に「昭和 18 年 5 月から同年 10 月までは E 社（適用事業所として見当たらない。）に就業、同年 10 月から 12 月までは農事手伝」と申立人の昭和 19 年 2 月の雇入前の履歴が記載されていることから、申立期間（12 か月）のうち、少なくとも 18 年 5 月から同年 12 月まで（7 か月）は申立事業所に勤務していなかったと推認できる。

加えて、申立人の申立事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及

び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者記録は、オンライン記録と一致しており、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の資格取得日も、当該被保険者台帳及びオンライン記録と同じ昭和19年2月27日と記録されている。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 8 月 30 日から 20 年 10 月まで  
② 昭和 20 年 10 月から 21 年 2 月まで  
③ 昭和 21 年 2 月から同年 4 月 1 日まで  
④ 昭和 21 年 10 月 1 日から 22 年 2 月まで

私は、A社B事業所（現在は、C社）を退職した後の昭和19年8月の終わり頃にD社に入社し、同年9月上旬にE港でF丸に乗船し、南方へ出港した。途中で兵隊を降ろし、G港で物資の補給を行い、同年9月中旬にH島北部の港に停泊中、F丸は、米軍の空爆に遭い火災を起こし、航行不能になったが、私は、他船に救助された。

その後、怪我や病気などでI陸軍病院、Jの海軍病院、G陸軍病院及びK陸軍病院に入院し治療を受け、昭和20年5月頃、L港に帰国した。

しかし、年金の加入記録を見ると当該期間は、A社B事業所で厚生年金保険の被保険者期間となっている。

申立期間②について、昭和20年10月にM社所有のN丸に乗船するため、O県P市のドックで待機していた。その後、21年2月にR港まで同船舶を運航し、M社に同船を引き渡した。

申立期間③及び④について、昭和21年2月にS県のドッグでT丸に乗船し、22年2月頃まで勤務していた。

しかし、申立期間①から④までの間D社に勤務したが、当該事業所に係る船員保険の被保険者記録が無く、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立事業所の船員保険被保険者名簿を見ると、資格取得日及び資格喪失日欄は空白となっているものの、申立人の名前が確認できること、及び申立人の申立内容から、期間は不明であるが、申立人が申立事業所の所有する船舶に船員保険の被保険者として乗船していたことはうかがわれる。

また、申立期間①について、申立人は、「昭和19年8月の終わり頃に申立

事業所に入社し、同年9月上旬にE港でF丸に乗船し南方に向けて出港し、同年9月中旬にH島近海にて空爆に遭い、その後、怪我や病気等で陸軍及び海軍病院に入院していた。」と主張しているところ、U省が保管しているF丸乗組員名簿を見ると、申立人は甲板見習として、F丸に乗船していることが確認でき、V宛の報告書を見ると、申立人が昭和19年9月22日に負傷し、現地で入院していたことが確認できることから、申立人の主張に誤りは無く、同年9月22日まで申立事業所が所有するF丸に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、F丸に係る船員保険被保険者名簿を見ると、申立人が名前を挙げた船長及び同僚の名前は確認できるが、申立人の名前は確認できないことから、申立事業所は申立人を船員保険の被保険者として取り扱っていなかったものと考えるのが自然である。

また、当該名簿の最後の被保険者の資格取得日は昭和19年9月12日と記載されていることから、申立事業所がその日以前から乗船していた申立人の船員保険の資格取得の届出を忘れていたとは考え難い。

さらに、C社が保管している工手名簿を見ると、申立人は昭和19年2月27日に雇入れられ、20年9月20日に解雇されていることが確認できる上、オンライン記録により19年2月27日から20年8月25日まで、同社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる。

加えて、申立期間にF丸に係る被保険者名簿に記載されている同僚（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）の氏名検索を行ったが、基礎年金番号が不明のため同僚調査を行うことができない。

- 2 申立期間②について、申立人は、M社が所有するN丸に船員保険被保険者として乗船していたとしており、同僚として二人名前を挙げているところ、一人は生年月日が不明であるため本人を特定することができず、他の一人は姓のみのため、申立期間における船員保険の被保険者記録を確認することができない。

また、申立人は、上記の二人以外にN丸に乗船していた者の名前を覚えておらず、M社及び申立事業所に係る被保険者名簿においてもN丸に乗船していた者を特定できないため、同僚調査を行うことができない。

- 3 申立期間③及び④について、申立人がT丸に乗船していたとしている期間において、当該船舶に乗船していた二人に文書照会を行ったが、二人とも申立人を知らないと回答している。

また、申立事業所に係る被保険者名簿を見ると、申立人が名前を挙げた同僚も申立人と同じように資格取得日及び資格喪失日欄が空白になっており、被保険者記録を確認することができず、該当する被保険者記録は見当たらない。

さらに、申立人は上記同僚以外の名前を覚えておらず、申立事業所に係る被保険者名簿には乗船していた船舶名の記載がない上、被保険者も多数いることから、T丸に乗船していた者を特定できず、同僚調査を行うことができない。

4 このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月頃から平成 6 年 10 月 1 日まで  
私は、昭和 57 年 6 月頃にA社にB業務員として入社し、平成 6 年 9 月未  
まで勤務した。  
しかし、私の同社に係る厚生年金保険の加入記録は無く、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所において厚生年金保険の加入記録がある同僚 9 人に照会した結果、3 人から回答があり、そのうち 1 人は、「在籍期間は不明だが、申立人は同事業所でB業務員として勤務していた。」と回答していることから、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無く、申立事業所は既に解散しているため、申立人の同事業所における勤務状況等を確認することはできず、前述の同僚調査によっても申立人の同事業所における勤務期間を特定することはできない。

また、申立人は、申立事業所の従業員数を 50 人から 60 人としているところ、申立期間における同事業所の厚生年金保険の被保険者数は 26 人から 35 人であり、従業員数と被保険者数が一致していない上、申立人が同事業所で同じB業務員の同僚として名前を挙げている者も同事業所に係る被保険者の中に見当たらないことなどから同事業所の従業員の中には厚生年金保険に加入していない者がいたことがうかがえるが、このことについて、同事業所の元事業主は、「申立期間当時の資料は既に廃棄済みであるが、勤務していたB業務員の中には本人の希望で厚生年金保険に加入させていない者がいた。」としている。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月頃から43年6月1日まで  
私の夫は、昭和41年3月頃にA社B支社に入社し、43年8月31日まで勤務した。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、同社における資格取得年月日は昭和43年6月1日となっており、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所における同僚16人に文書照会したところ、10人から回答があり、申立事業所において昭和41年2月1日から43年1月23日までの厚生年金保険被保険者期間がある同僚が申立人を知っているとしていること、及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間のうち、41年9月1日から43年5月31日まで申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記の回答があった10人の申立人の入社時期に係る回答は、「覚えていない」とした者が5人、「41年頃」とした者が1人、「41年1月頃」とした者が2人、「41年3月頃」とした者が2人と区々となっているため、申立人の入社時期を特定することができない。

また、上記同僚のうち2人は、申立事業所における厚生年金保険の加入状況について、「申立事業所では、入社して一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたため、入社年月日とオンライン記録が相違している。」としていることから、申立事業所では、従業員を雇用後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

さらに、申立事業所は既に解散しており、申立期間当時の事業主も亡くなっていることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを裏付ける関連資料及び供述を得ることはできない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者記録はオンライン記録と一致しており、申立期間において、同名簿の健康保険の番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月24日から27年5月6日まで  
私が所持する船員手帳に、昭和26年4月24日から27年5月6日までA事業所所有のB丸に乗船し、船員として勤務したことが記載されているが、年金の加入記録が全く無いのはおかしいので、年金の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳により、申立人が申立期間に申立事業所で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、事業所記号索引簿において、申立事業所の申立期間に係る船員保険の適用事業所としての記録は見当たらず、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）も見当たらない。

また、申立人が記憶している同僚2人と同姓同名の者に係る船員保険被保険者台帳には、申立期間当時の船員保険の加入記録は確認できない。

さらに、C省共済組合D支部は、申立人は、昭和26年4月24日に雇員として採用され、27年5月\*日にE事業所に入所するまで、国家公務員として採用された職員として勤務しており、当該勤務期間において、申立人は、共済組合の組合員（船員組合員）として扱われていたと回答していることから、申立人は、申立期間当時、共済組合員であり、船員保険の被保険者ではなかったことが確認できる。

なお、上記回答によると、申立人は、申立期間当時の共済組合加入期間について、昭和27年12月\*日付けのE事業所部長が証明する履歴書を添付の上、退職一時金を請求していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②については、船員保険被保険者として船員保険料を、また、申立期間③及び④については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 9 月から 44 年 1 月 26 日まで  
② 昭和 45 年 1 月 21 日から同年 9 月まで  
③ 昭和 48 年 10 月から 50 年 2 月まで  
④ 昭和 51 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 43 年 9 月から 45 年 9 月まで、A社に勤務し、はじめはB丸、次にC丸に乗船していた。

最低 2 年以上は乗船していたのに、申立期間①及び②に係る船員保険の加入記録が無く、納得がいかない。

申立期間③について、昭和 48 年 10 月から 50 年 2 月までD社に勤務していた。また、申立期間④について、51 年 4 月から同年 9 月までE社に勤務していた。

しかし、申立期間③及び④に係る厚生年金保険の記録が無く、納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社に係る船員保険の加入記録がある同僚 10 人に照会したところ 8 人から回答があり、そのうち 4 人が、「申立人を知っている。」と回答しているものの、当該同僚の証言からは在籍期間を特定することができない上、申立人は船員手帳を所持していないことから同社での乗船及び下船時期については不明であり、申立期間①及び②に係る勤務実態等を確認することができない。

また、複数の同僚が、「申立事業所はきちんとした会社で、入社するとすぐに船員保険に加入させていた。」と回答し、回答のあった 8 人全員が、「申立事業所での在籍期間と船員保険の加入期間が一致している。」としているところ、A社に係る船員保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和 44 年 1 月 26 日に資格取得し、45 年 1 月 21 日に資格喪失しており、オンライン

記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間に係る船員保険料の控除の有無について確認できない。

- 2 申立期間③について、同僚調査の結果、回答のあった3人全員が申立人を知っていると回答しており、申立人がD社に在籍していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間③のうち、昭和49年9月6日から50年2月1日までは、D社とは別の事業所（F社）の雇用保険の被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、申立期間③にD社に勤務していた際には、G県H市I町に住んでいたと説明しているところ、戸籍の附票を見ると、昭和48年9月20日から49年3月31日まではJ市K町、同年4月1日から51年5月10日まではL市M町に住所を定めていることが確認でき、申立人の主張と相違する上、申立期間③に係る勤務の実態が確認できない。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の申立期間③に係る原票は無く、健康保険番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間③に係る厚生年金保険料の控除の有無について確認できない。

- 3 申立期間④について、同僚調査の結果、回答のあった4人のうち1人が申立人を知っており、当該同僚は、「申立人は、昭和51年頃にN業務をしていたと思う。」と回答していることから、申立人は、E社に在籍していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間④のうち、昭和51年4月30日から同年5月15日までは、E社とは別の事業所（F社）に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる。

また、前記回答のあった同僚のうち2人は、「厚生年金保険の加入手続と同時に雇用保険の加入手続も行っていった。」と回答しているところ、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できないことから、申立人は厚生年金保険には加入していなかったことがうかがえる。

さらに、回答のあった同僚4人のうち3人が、「申立事業所では、入社してすぐには厚生年金保険に加入させていなかったと思う。入社後一定の期間を経て加入させていた。」と回答しており、また、「N業務員で厚生年金保険に加入していない人がいた。」と回答している同僚もいることから、申立事業所では、従業員全員について入社してすぐに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

加えて、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても申立人の原票は無く、申立期間④に係る健康保険番号に欠番は無い。

- 4 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る船員保険料を、また、申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を、また、

厚生年金保険被保険者として申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年頃から30年頃までの約1年間

私は、昭和28年10月に前事業所を退職後、経理の資格を取るため6か月間職業訓練校に通った。その後、昭和29年頃から30年頃までA社に経理担当者として約1年間勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の申立事業所での厚生年金保険の加入記録等から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時、申立事業所に勤務していた社員に照会したところ、回答のあった2人は申立人のことを覚えておらず、申立事業所は既に解散し、当時の事業主は死亡している上、B社（申立事業所の承継事業所）は、「申立期間当時の資料が残っておらず、申立人の勤務実態等については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等を確認することができない。

また、申立事業所は、昭和29年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同日までの期間は適用事業所でなかったことが確認できる上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 1 日から 48 年 1 月 8 日まで

私が、A社で勤務していた昭和45年9月1日から46年4月11日までの期間とB社で勤務していた昭和46年4月21日から48年1月8日までの期間を合わせて脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2月後の昭和48年3月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の2事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことから、不自然な請求であるとは言えず、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月20日から同年9月24日まで  
② 昭和48年9月24日から58年8月31日まで

申立期間①について、私は、A社に入社する時、入社日を分かり易くするために、昭和48年8月20日にした。しかし、厚生年金保険の加入記録は同年9月24日からとなっている。

また、申立期間②について、私は、入社してから自宅を新築する昭和50年8月までは社宅に住んでいた。社宅の家賃は会社が払っており、新築後は、給料とは別に住宅手当として5万円支給されていた。しかし、申立期間②の標準報酬月額に住宅手当が含まれておらず納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、元事業主及びその妻並びに同僚の証言により、具体的な期間は確認できないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の雇用保険の加入記録によると、資格取得日は昭和48年9月24日であり、厚生年金保険の記録と一致している。

また、申立期間当時の事務担当者は、「ほとんどの者が入社と同時に厚生年金保険に加入していたが、一部の者は、希望により1か月くらいしてから加入していた。また、雇用保険と厚生年金保険は一緒に加入させていた。」としているほか、同僚の一人は、「私は、入社して1か月か2か月後に厚生年金保険に加入した。」と供述している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録では、申立人の申立事業所における資格取得日は昭和48年9月24日となっており、申立期間①に係る加入記録は無い上、申立事業所の当該期間に係る健康保険

番号に欠番は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は「入社してから退社するまでの住宅手当が標準報酬月額に入っていない。」として、標準報酬月額の相違を申し立てているが、元事業主及びその妻並びに事務担当者は、「申立期間当時、住宅手当は支給していなかった。」としている。

また、昭和48年9月及び同年10月、49年7月から51年7月までの期間及び54年8月から55年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当時に限の標準報酬月額等級（33等級13万4,000円、35等級20万円及び36等級32万円）であることが確認できる上、申立人の資格取得時における48年9月の標準報酬月額は、上限の13万4,000円であるところ、同年11月に標準報酬月額上限の改定が行われた事に伴い、申立人の同年11月の標準報酬月額は18万円とされたことから、申立人の資格取得時における給与は、標準報酬月額18万円に見合う金額が支給されていたものと推認できる。

さらに、申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

加えて、申立人は給与明細書等の関連資料を所持しておらず、申立事業所も当時の賃金台帳等を既に廃棄しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 1 日から 36 年 3 月 1 日まで  
私が、昭和 33 年 12 月 1 日から 36 年 3 月 1 日まで勤務したA社での厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受け取ったことになっているが、私は脱退手当金を受給した覚えは全く無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年5月15日に支給決定されているほか、申立事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、不自然な請求であるとは言えない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 11 日から 44 年 12 月 23 日まで  
オンライン記録によると、私が昭和 40 年 6 月 11 日から 44 年 12 月 23 日まで勤務した A 社に係る脱退手当金を受け取ったことになっているが、受け取っていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている上、申立事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 45 年 3 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、不自然な請求であるとは言えない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 1 日から 39 年 2 月 16 日まで

私がA社で勤務していた昭和34年2月1日から39年2月16日までの厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受け取ったことになっているが、私は脱退手当金を受給した覚えは無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は法定支給額とおおむね一致しており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和39年3月25日に支給決定されている上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書に記載されている被保険者期間、支給額及び支給年月日はオンライン記録と一致しているとともに、当該報告書の備考欄に記載されている「\*」の番号は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄及び申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金支給を示す「脱支給済\*」の番号と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は申立人の脱退手当金支給決定時点では別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、不自然な請求であるとは言えない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。